

第1号議案

中央防災無線システムの運用開始等について (案)

1. 中央防災無線システムの運用開始について

第99回理事会第1号議案（2017年2月22日開催）において導入を決定した中央防災無線システムについて、当該システムを整備する内閣府から、システムの構築完了及び運用開始に必要な準備が完了したとの報告を受けたことから、総務省による無線局落成検査（2019年4月末予定）に合格次第、運用を開始する。

2. 重要システムの指定解除について

第99回理事会第1号議案（2017年2月22日開催）において導入計画の承認を議決した際に、重要システムとしての指定を受けたが、当該システムは、ソフトウェアを含まないシステムで、内閣府が調達又は開発するシステムであることから、情報管理規程第3条に第2項四で定義する「情報システム」に該当しないため、情報システムの一部に適用される重要システムの指定を解除する。

以上

【添付資料】

別紙：中央防災無線システムの運用開始について

<参考>

情報管理規程（抜粋）

第3条（定義）第2項四

「情報システム」とは、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理及び通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り、本機関が調達又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムを含む。）をいう。

(別紙)

中央防災無線システムの運用開始について

1. 導入作業実績

- 2016年 1月 設置場所現地調査、概要設計
- 2016年 12月 内閣府及び受注希望者3者による現地調査
- 2017年 3月 施工（ケーブル敷設及び電話機、Fax設置）
内閣府による総務省関東総合通信局への申請

2. 受入テストの結果

運用開始以前に必要なテストは以下のとおり内閣府が実施済み。

- 2019年 3月 無線電波発射・対向試験
- 2019年 4月 無線局落成検査（総務省）—（4月23日予定）

3. 運用保守計画

中央防災無線網は、内閣府（防災担当）が所有・整備するネットワークであることから、内閣府（防災担当）が設置、点検、修理等を含む統制管理を実施し、本機関は、緊急時（試験含む）において中央防災無線網を運用（使用）する。以下は、使用にあたっての本機関の義務

- ・運用管理者1名の選任（総務部業務マネージャー）
- ・運用に要する光熱費及び使用料の負担

(参考)

中央防災無線システムの導入にあたり、以下の契約をすでに締結済み

- ・中央防災無線局の開設等に関する協定書（内閣府）
- ・アンテナ等の設置に関する賃貸借契約（東京電力PG株式会社）
- ・通信線等敷設のための空間占有利用契約（株式会社アット東京）
- ・設備保安に関する確認書（東京電力PG株式会社及び株式会社アット東京）

以上